

管理不全空家等の所有者等に対する指導及び勧告の要件（案）の概要

【概要】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項において、「特定空家等」について定められています。

このたび、周囲に悪影響を及ぼす前の空家の有効活用や適切な管理を総合的に強化する目的で法改正（令和5年6月14日公布、同年12月13日施行）が行われ、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等になる恐れのある空家等を「管理不全空家等」として、指導及び勧告をすることができる規定が新たに加わりました。

本市においては、法に基づく管理不全空家等の指導及び勧告の判断基準等を新たに定めることを予定しています。

【判断基準】

1. 管理不全空家等の所有者等に対する指導

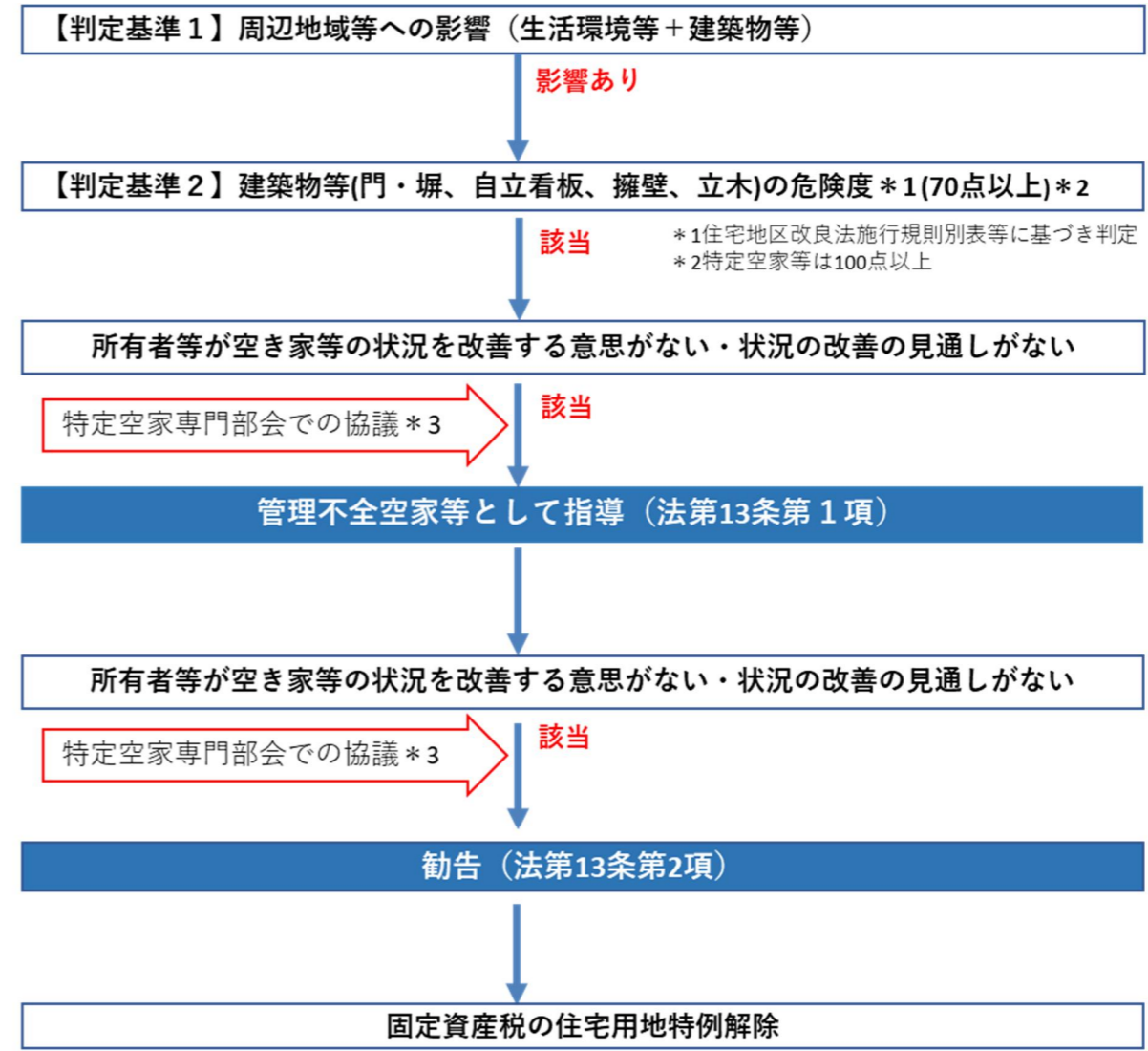
当該空家等が特定空家等になることを防止するために、以下の要件全てに該当し、管理不全空家等として指導が必要と判断した場合（特定空家専門部会での協議が必要）。

- 1) 判定基準1において周辺地域等への影響（生活環境等＋建築物等）が「影響あり」となる空家等
- 2) 判定基準2において建築物等（門・塀、自立看板、擁壁、立木）の危険度が「70点以上」となる空家等
- 3) 所有者等が空家等の状況を改善する意思がないこと、又は空家等の状況が改善される見通しがないこと

2. 管理不全空家等の所有者等に対する勧告

所有者等へ指導を行った後、なお当該管理不全空家等の状態が改善されず、所有者等が空家等の状況を改善する意思がない、又は改善される見通しがない場合（特定空家専門部会での協議が必要）。

【管理不全空家等の指導及び勧告の流れ】



*3 法第8条に規定する協議会に置く専門部会

【空家の状態のイメージ】

<状態>

